

船病院経第48号
平成21年10月1日

船橋市監査委員 様

船橋市病院事業管理者 鈴木 一郎

平成20年度包括外部監査結果に係る措置等の状況について（通知）

平成20年2月23日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成20年度包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、通知いたします。

なお、包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を通知いたします。

包括外部監査結果に対する措置状況等調査票

シ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
117	2	監査結果	医療センターの未収金について、未収金整理簿と貸借対照表の金額が異なっている。	未収金整理簿と貸借対照表との照合を行い、平成20年度決算で修正した。	措置済み
117	2	意見	決算作業において決算書残高と内訳資料は一致させる必要がある。もし一致しない場合、説明資料を事跡として残す手続きが必要である。	同上	措置済み
117	2	意見	損益決算書上、2・3月の請求額に対する4・5月の調整額は、翌年度の特別損益ではなく、当年度の医業収益に加減算して表示する処理が必要である。ただし、4・5月の調整額が査定率に対応する金額で毎年度計上の発生していることに鑑みて、現行の処理も可能と考えられる。	監査時点と同じ	2月、3月分の診療報酬請求額については、社会保険診療支払基金などの支払機関が、2ヶ月後の4月、5月に、査定額を決定する。請求額とこの決定額の差が、査定減となるため、3月末時点では査定減の額が発生していない。発生主義の観点から、現行通りとする。
117	2	意見	患者からの未収金について、H17年に公立病院の診療債権の消滅時効期間は3年と解すべきという最高裁判決が下されたことから、不能欠損処理手続を改める必要が生じている。現状は検討中の段階だが、滞納債権が累積することになっていることから、不能欠損処理の取扱いを早期に定める必要がある。	監査時点と同じ	債権の管理に関する条例の制定等を含め、市長部局の所管課と不納欠損処理の方法について研究を進める。
120	2	意見	貸借対照表における医業未収金にかかる貸倒引当金の計上を検討することが望まれる。	監査時点と同じ	地方公営企業会計では、貸倒引当金等の引当金の義務づけ規定はないため、当面、現行通りとする。 なお、総務省において地方公営企業会計制度改正に向けた検討をしていることから、注視していく。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
121	2	意見	未収金の発生事由によって回収手続きが異なるとも考えられるので、要綱又はマニュアルの整備により、金額と発生事由の両方を加味した管理とすることの検討が望まれる。	監査時点と同じ	金額と発生事由を含めた未収金の管理方法について、要綱及びマニュアルで整備していく。
121	2	意見	要綱に基づく未収金の催告手法について実行性を確保するために、現在行っている方法以外の方法を検討する余地がある。	督促状発送の際に配達証明郵便を利用して債務者に実際に配達されたかを確認する一方、自宅訪問時には家庭状況の調査だけでなく現金の徴収を実施している。	弁護士等の活用について検討していく。
121	2	意見	未収金の発生防止について、現在行っている方法に加えて例示したような方策も考えられる。	入院時に未収金連絡票を作成し、院内で情報を共有化することで、支払が困難な患者さんを早期に把握する体制をとっている。	クレジットカードの導入など、患者さんが治療費を支払いやすい環境を整備していく。
122	2	意見	未収金回収にあたり、顧問弁護士の助力を適時に得られるような体制作りが望まれる。	顧問弁護士の助力を適時受けている。	措置済み
122	2	意見	未収金取扱要綱の改訂にあたり、弁護士の意見を反映することも検討する必要がある。	監査時点と同じ	専門的な見地から意見を求めていきたい。
123	2	意見	審査支払機関の査定により診療報酬点数が減点されるものへの対応として、事由別・診療科別に一覧表を集計し、院内の保険委員会で報告・検討し、査定減の抑制に役立てていくことが望まれる。	監査時点と同じ	院内の管理会議に一覧表を提出する他、保険委員会を定期的開催し、返戻・査定を受けた事例について検証していく。
124	3	監査結果	医薬品については重要な品目について棚カードにより記録されているものの、それ以外の品目について受払の記録が行われていない。	現在、システム上で受払記録を入力している。	今年度中に受払記録を整備する。
125	3	意見	医薬品について、継続的な受払記録を行い、期末実地棚卸と組み合わせることによって正確な消費量を把握する必要がある。	同上	期末の実地棚卸と突合し、消費量を把握していく。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
125	3	監査結果	医薬品・診療材料のいずれについても年度末実地棚卸の手続・要領を定めたマニュアル、手続書等が整備されていない。	監査時点と同じ	今年度中にマニュアルを整備し、今年度末の実地棚卸より運用していく。
125	3	意見	貯蔵品を対象とした実施要領を医療センターで整備し、業者への委託にも含めて運用することが必要である。	同上	同上
125	3	監査結果	医薬品については受払記録が作成されていないため、期限切れ品目・数量の発生状況は廃棄の際に目視で把握されており、事後的に検証・報告が可能な集計は行われていない。	監査時点と同じ	今年度中に受払記録を整備し、それを薬事委員会で報告し、検証する。
126	3	意見	廃棄すべき品目が生じた場合、廃棄リストを作成する定めはなく、通常の払出に含められてしまっている。損失を可能な限り小さくするために、廃棄リストを作成して廃棄損失の金額と事由を把握し、なるべく廃棄が生じないよう以後の在庫管理に役立てていく必要がある。	監査時点と同じ	受払記録の整備を進め、現状の廃棄リストを活用することで、在庫管理に役立てていく。
126	3	意見	医薬品の年度末在庫金額について「在庫数量×薬価×一律の平均値引率＝残高」としているが、正確な計算のために品目毎に「在庫数量×購入単価＝残高」とすべきである。	平成20年度からは、品目ごとに「在庫数量×購入単価」により残高を計算している。	措置済み
126	3	意見	医薬品について、棚卸後年度末までの中央在庫から部署在庫の払出金額を掛率を乗じて算出しているが、決算数値を歪める結果となる可能性がある。実地棚卸後の受入・払出については受払記録によって把握し、棚卸金額を確定する必要がある。	平成20年度より、棚卸後の受払の実数により確定している。	措置済み
126	3	監査結果	部署在庫を実地棚卸の対象としておらず、部署在庫は年度末の貯蔵品残高に含まれていない。	監査時点と同じ	今年度から実施する。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
126	3	意見	病棟ごとの定数補充を直前に行い、棚卸後の増減を受け払い記録に基づいて把握することにより、正確な在庫数量の把握が可能となるが、そのためには定数在庫数を明確に文書化することが必要となる。	同上	同上
127	3	意見	診療材料の滞留在庫について、年1回上期に使用実績のない品目をリストアップし、購入物流委員会において継続使用するか判断を行っているが、下期においても同様に実施し、年2回行うことの検討が望まれる。	監査時点と同じ	今年度下期分より実施し、年2回実施とする。
130	4	監査結果	H20年9月現在、発注残高・在庫残高が物流システムにあるデータと異なっていた。	システム移行当初の消しこみ漏れがあったが、修正済み	措置済み
131	4	意見	物流システム上の発注残高が適時・適切に更新されるよう、各部署と連携・協力し、システム運用を軌道に乗せる必要がある。	同上	同上
132	5	意見	機器購入の指名競争入札において、業者の選定方法に問題がないか検討が必要と思われる。	監査時点と同じ	入札が2回目に移行した際の辞退であり、入札を辞退したものではないことから、現行通りとする。
132	5	意見	機器購入について、指名競争入札ではなく一般競争入札も検討する必要がある。	監査時点と同じ	今後、一般競争入札が可能な機種については、導入について検討する。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
132	5	意見	機器の購入において、一定金額以上のものは機種選定委員会の判断を仰ぐことになっているが、実質的に選定された機種を追認していると判断されるものがあった。例えばランニングコストを考慮した機種選定では複数機種の比較を行い文書として残すべきと考える。1機種しか記載がなく、その理由が記載されていないものは、選定理由を明示すべきである。	原則として複数機種を競合させて入札を行っているが、複数機種を選定しての入札に適さない場合には、選定理由を明示している。	措置済み
132	5	監査結果	機種選定理由書に日付の記載のないものがあった。	日付の記載漏れであり、現在は漏れの無いよう留意している。	措置済み
132	5	意見	機種選定において、性能を比較するのであれば最新機種同士の比較を行うべきである。製造年月を加味しないのであれば、コストパフォーマンスの優れたものを選定すべきと思われる。	監査時点と同じ	機種の選定に際しては、機器の性能や仕様、ランニングコストの他、電力・スペース・搬入方法・連動するシステムとの互換性などの施設、設備を考慮して、決定をしている。
133	5	意見	委託契約について、年度内に1度の契約手続あるいは複数年契約を行うべきである。	監査時点と同じ	長期継続契約が可能な業務については長期継続契約を行っている。概ね3年に一度入札を実施しているが、期間切れで入札する場合、予算成立が3月末であることから、手続上引継ぎ期間を取るため、随意契約後入札していることから、現行通りとする。
134	5	意見	情報システム管理業務について、システムの手直し等の依頼が病院内のユーザーから直接委託先に伝えられており、早急に改善すべき内容かどうか、委託先に依頼するかどうかを内部で判断した上で発注手続きを行う必要がある。	監査時点と同じ	システム改修等の依頼がある場合は、所属長を経由して書面にて依頼することとし、依頼内容に応じて、意思決定する者を明確にする。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
134	5	意見	機器等の保守点検業務は納入業者等との随意契約となるが、契約が不利とならないために、機器購入時に標準的な保守点検費用を含めて入札等を実施する方法もあると思われる。	監査時点と同じ	機器の購入と保守点検では予算科目が異なり一括した入札はできないことから、機種選定の段階で保守料など将来的に要する経費の見積りを徴し判断材料としている。現行通りとする。
134	5	意見	業務を外注する際に細分化されていると思われるものがある。外注するかしないか、外注する場合には業務をまとめるか細分化するか、コストパフォーマンスを比較検討すべきである。	監査時点と同じ	19～20年度にかけて経営コンサルタントに依頼したが、カルテ整理業務は第三者が確認する必要があるとのアドバイスにより、業者を分けたものであり、包括可能な業務については包括し、効率化している。現行通りとする。
134	6	意見	減価償却の開始時期を取得の翌事業年度からとしているが、発生主義会計の観点から、取得した月から減価償却を行うことが合理的と考えられる。	監査時点と同じ	近隣各自治体の状況を調査し、検討する。
135	6	監査結果	固定資産台帳及び消耗備品費の台帳をレビューしたところ、1セット取得価格10万円未満で固定資産計上されているもの、あるいは、10万円以上で消耗備品費処理されているもの等いずれも過年度に購入したものに散見された。	過年度に数件の誤りが散見されていたが、現在は適正に、取得される単位ごとの計上としている。	措置済み
135	6	意見	固定資産計上か費用処理かの判断は、規則に基づいて通常一単位として取引される単位ごとに判定する必要がある。	現在は、規則に基づいて、通常一単位として取引される単位ごとに判定している。	措置済み

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
136	6	監査結果	機器を更新する際「新規機器等への支出額＝新機種の取得価格」とし、旧来機器の処分費用は新機種の取得価格に上乗せされている。会計上、旧来機器の撤去費用は費用処理し、新規取得資産は取得に要した費用により資産計上されないと、新しい機器の資産は過大計上になる一方、機器の処理費用は過少計上されることになってしまい、適切ではない。	今年度より、撤去費用は新規機種の購入と区分し、発生年度に費用処理している。	措置済み
137	6	意見	固定資産の新規取得と既存固定資産の撤去を同じ業者に依頼する場合でも、それぞれ「新規機器の金額」と「撤去費用の金額」を明示するよう依頼し、「新規機器の金額」のみ取得価格とし、「撤去費用の金額」は発生年度の費用として処理することが必要である。	同上	同上
137	6	意見	撤去費用等が想定される場合は、予算段階から資本的支出と収益的支出に区分して計上することを徹底することが望まれる。	同上	同上
138	6	監査結果	新規MRIの取得価格と旧来MRIのバージョンアップ代金が新規MRIの取得価格として一括計上されている。	内訳金額を明確にして訂正し、それぞれ区分して資産計上した。	措置済み
138	6	意見	MRIの従来機種へのソフトウェアバージョンアップ代と新規機種の取得価格をまとめて計上してしまうことは適切でないので、区分計上する必要がある。今後、資産を一括購入する場合、それぞれの資産に対して適切な計上額を算出すべきである。	同上	同上
139	6	監査結果	固定資産には原則、固定資産整理表を付さなければならぬことになっているが、シールが添付されていないものがあった。	一部に添付漏れまたは剥落したと思われるものがあったことから、確認のうえ新たに添付した。	措置済み

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
139	6	監査結果	病院財務規則上、固定資産は年1回実査を行う必要があるが、当該実査が行われていない。	監査時点と同じ	高額なものから低額なものまで固定資産の量が膨大であることから、購入金額が高額なものについては管理者が行い、低額なものについては各部署で行い管理者に報告するなど、規則改正を含め実施可能な方法について早急に検討する。
140	6	監査結果	平成19年度末の決算書上の固定資産残高に対応する、固定資産台帳が備え置かれていなかった。	20年度末で固定資産台帳を精査し、備え付けた。	措置済み
140	6	意見	固定資産台帳は、決算書に計上されている固定資産残高の内訳を示すための、会計帳簿の補助簿としての役割を有している。固定資産台帳の整備が必要である。	同上	同上
141	6	監査結果	建設仮勘定に医師・看護師宿舍の解体に要した費用が計上されているが、企業会計上は費用処理すべきであり、公営企業会計としては適切な処理となっていない。	20年度において費用処理を行った。	措置済み
142	6	意見	「みなし償却」の減価償却計算を採用しているが、これは減価償却費を料金原価に算入することが適当でない場合があるために設定された特例的なものと考えられており、そもそも減価償却費を料金原価に算入していない事業で本施行規則を適用することは会計理論上なじまず、また、経営実態が見えなくなってしまうことから、通常の減価償却を行う必要があると考えられる。	監査時点と同じ	総務省は、地方公営企業会計制度改正に向けた検討をしており、「みなし償却制度」については、見直しの項目のひとつとなっている。この結果を踏まえ、対応を検討する。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
144	7	意見	退職給付引当金の計上方法について、対象者が300名以上いることから、企業会計における退職給付会計基準のうち、簡便法ではなく原則法を適用する必要がある。	監査時点と同じ	簡便法による試算ということではなく、退職給付引当金基準に基づき、全職員の退職手当の合計額を基礎に算定した額を計上している。 ただし、個々の特殊事情が把握しきれていないので、簡便な計算により行っている。今後は、順次個別の調査を進め、整理していく。
144	7	意見	退職給付引当金の計上方法について、簡便法を適用すると仮定した場合でも、少なくとも退職一時金部分については期末時の自己都合要支給額全額の計上が必要である。	自己都合要支給額を充足するよう努めている。	現状としては必要額を一括計上することは困難であるので、各年度の収益から計画的に積み立てていく。
145	7	意見	H19年度末に設定した「船橋市病院事業退職給与引当金基準」において、積立上限は各々の退職手当の20%までと規定されているが、企業会計上は100%積み立てが必要であり、改正が必要と考える。	基準の改正を行い、上限を撤廃した。	措置済み
145	7	意見	H19年度末に設定した「船橋市病院事業退職給与引当金基準」において、財政状況等に応じ引当金の累積限度額(20%)を変更することができる旨規定されているが、恣意的な操作が可能になり、公営企業法の趣旨に反することになる事から、改正が必要と考える。	同上	同上
145	7	意見	賞与に対応する引当金が計上されておらず、発生主義に基づく処理を行うならば、翌期の6月に支給される賞与のうち当年度末までに発生している額は引当金計上する必要がある。	監査時点と同じ	期末勤勉手当については、支給基準日に該当した場合、発生するものと判断されることから、現行通りとする。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
145	7	意見	4月に市役所と医療センター間の人事異動があった場合、6月のボーナスの支給はそれぞれ6月の所属の負担で支給されているが、本来、賞与の発生した時期別に在籍部署ごとに費用負担することが原則である。少なくとも具体的な金額を検討したうえで、按分処理の可否を検討することが望まれる。	監査時点と同じ	市長の事務部局との間の人事交流については、職員の給与水準について均衡が保たれているとみなしていることから、現行通りとする。
148	8	意見	船橋市からの負担金については、結果として資金不足額を穴埋めしているのではなく赤字額を穴埋めしている。負担金の在り方について、再検討が必要である。	医療センター改革プラン策定にあたり、総務省の繰り出し基準に基づき、経費負担の考え方が見直された。21年度負担金予算から反映されている。	措置済み
154	9	意見	あらゆるコストに対して削減目標を立て、削減プログラムを実施することが求められている。	削減目標を設定し、医療センター改革プランに明記している。	改革プランに掲げた削減目標を達成できるよう努力していく。
155	9	意見	事務部門のスタッフは実務に精通し経験豊富であることが必要であり、人事に配慮する必要がある。	監査時点と同じ	引き続き職員に研修を受けさせスキルアップに努めるとともに、市との人事交流における配置期間について、十分配慮するよう求める。 また、経験豊かな医療事務専門職の独自採用も検討する。
155	9	意見	千葉県全域の公立病院や近隣の公立病院が共同の機器購買組織を設置し、共同購買で価格引き下げを図ることも検討すべきである。	監査時点と同じ	病院によって状況が異なり、機器の共同購入は難しい。 高額機器の購入に際しては、文書照会等により購入価格の調査を実施しており、引き続き情報を収集しつつ、価格交渉を行っていく。
157	9	意見	医業収益を増加させるには外来患者にとって通院が便利であることが重要である。医療センターで折り返すバス路線を設置し、バスの便数を増やし玄関前でバスに乗り降りできるようにすることも必要であると考ええる。	バス停の移転問題もあり、関係部署に依頼中である。	医療センター内へのバス停設置には、玄関前の改修や医療センター以外に行く通路の確保、バス会社との関係もあることから、市関係部署と協議していく。

ページ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
157	9	意見	通院の不便を解消する手段として、また、採算向上のために、船橋駅前に分院(診療拠点)を設けることも検討する価値のある課題と考える。	監査時点と同じ	当医療センターは、地域における中核病院として地域の診療所と相互連携する地域医療支援病院を目指しており、現状としては分院を設けることは考えていない。
157	9	意見	採算が良く収益に結びつくものであれば積極的に取り入れるべきであり、人間ドック・透析や予防注射等も診療対象に含めることを検討するべきである。	監査時点と同じ(透析は手術などの急性期医療として必要な場合は実施しており、予防接種は診療上必要な場合のみ実施している。)	健康診断、人間ドック、予防接種については、当医療センターが急性期病院であることから当面実施する予定はない。
157	9	意見	多くの患者(市民)が来院する病院となるためには、医療センター独自の広報体制を強化して、十分な宣伝活動も行うべきである。	21年7月1日に広報誌「船橋市立医療センターNews」第1号を発行し、船橋市医師会員、大学、患者さんなどに配布するなど、情報発信に努めている。	船橋市立医療センターNewsを四半期に1回発行する他、10月1日にアクセスビリティに配慮したホームページへ全面リニューアルし、医療センターが提供する医療内容について情報を発信していく。
157	9	意見	施設の老朽化が指摘されるようになっており、設備の更新や建て替えの準備も必要である。内部留保も意識した改革が必要であることを認識しなければならない。	監査時点と同じ	施設の改修、修繕、医療機器の更新などについては資金繰りを含め、計画的に進める必要があり、中長期の計画を策定していく。
158	9	意見	多くの問題を解決できる強い経営を生み出すためには、医療センター独自の人事システムを導入し、人事考課を行って優秀な人材が早期に昇格できるような体制の構築が不可欠である。	監査時点と同じ	人事考課を反映するシステム作りは必要と考えるが、評価方法について公平な評価ができるシステムを構築する必要があることから、今後も研究していく。
158	9	意見	「船橋市立医療センターのあり方に関する検討委員会」では、経営体制の見直しが必要であると、公営企業法全部適用にすべきであると提言している。経営体制の見直しは、早急に行うべきである。	平成21年4月1日に地方公営企業法の全部適用へ移行した。	措置済み